



指定申請 について

目次

- 1 指定申請のスケジュール
- 2 指定申請について
- 3 人員配置基準に係る用語の定義
- 4 指定基準の概要(人員基準及び設備基準)
- 5 指定申請書の作成方法等
- 6 申請先
- 7 申請に係る留意事項
- 8 介護給付費等(障害児通所・入所給付費)算定に係る体制等に関する届出
- 9 障害福祉サービス事業等(障害児通所支援事業)開始の届出

1

指定申請のスケジュール

目次

- 01 指定日について
- 02 指定までの流れ

01 指定日について

- 指定日（事業開始が可能となる日）は、**毎月1日**を基本とします。
- 申請書の提出期限は、**指定を受けようとする月の前々月の末日**です。
※例えば6月1日に指定を受けたい場合、4月30日が申請書の提出期限です。

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
				10	11	12
				17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

6/1の指定を希望する場合の
申請書提出期限

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4						10
11						17
18						24
25	26	27	28	29	30	31

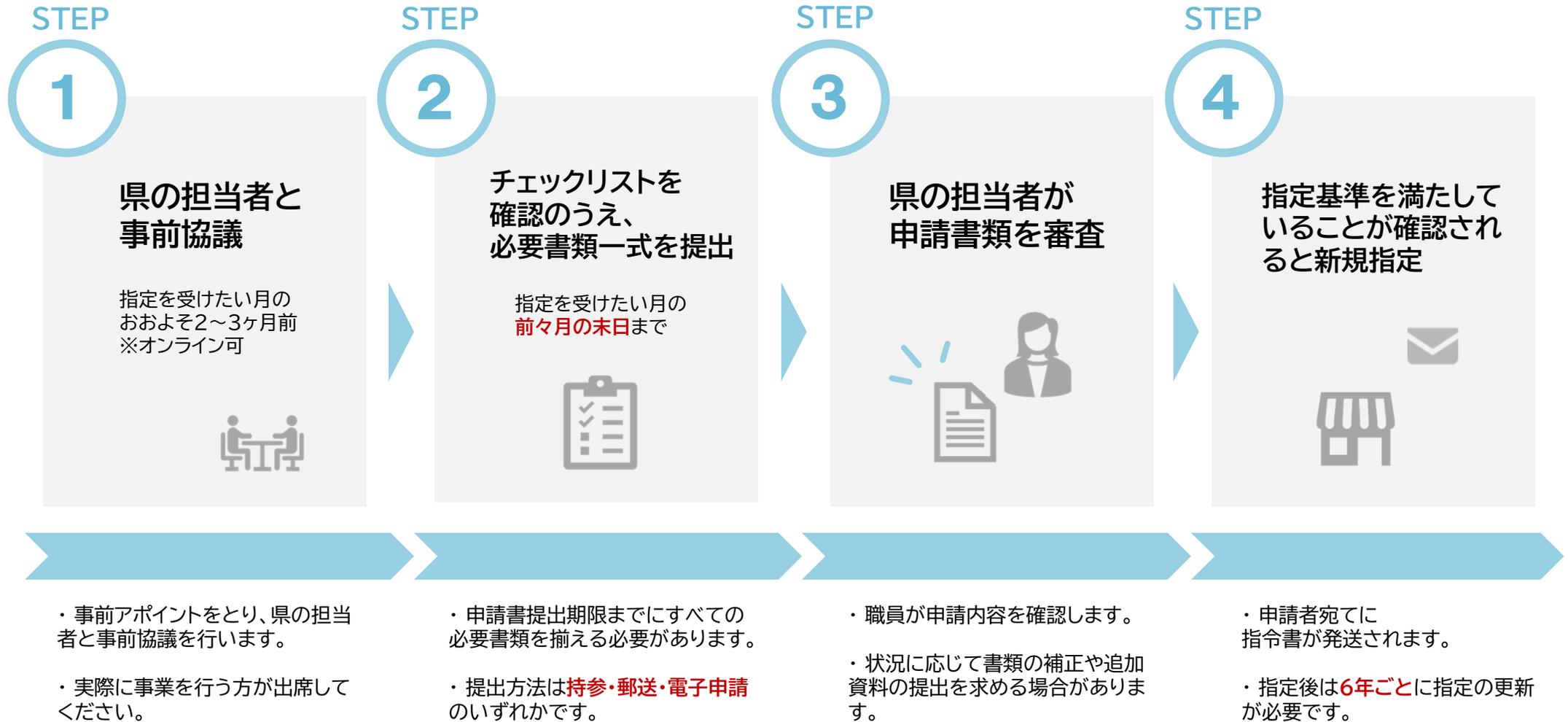
申請書の審査期間

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8		10	11	12	13	14
15						21
22						28
29	30					

4/30までに申請書が提出
された場合の指定予定日

02 指定までの流れ



2

指定申請について

目次

- 01 基本事項
- 02 指定基準について
- 03 最低基準について

01 基本事項

- 事業者・施設の指定は、以下の3つを要件として「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行います。

- **法人格を有すること**

- **人員基準、設備基準を満たすこと**

- **運営基準に従って適正に運営ができること**

02 指定基準について

- サービス種類ごとに以下の3つの視点から、指定基準(基準条例)が定められています。

	人員基準	従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準
	設備基準	事業所に必要な設備等に関する基準
	運営基準	サービス提供に当たって事業所が留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準

Point!

〈 指定基準はあくまで最低ライン 〉

・ 指定基準は利用者に対する支援を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、各事業者は常にその運営の向上に努めなければなりません。

03 最低基準について

- 障害福祉サービスのうち一部のサービスは、指定基準のほか最低基準も満たす必要があります。



〈 最低基準を満たす必要があるサービス 〉

- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援(A型、B型)
- ・ 障害者支援施設
- ・ 障害児入所施設
- ・ 児童発達支援センター

03 最低基準について

- 最低基準には、**管理者の資格要件**や**定員規模**など、自治体の指定を受けない場合であっても満たさなければいけない最低限のルールが定められています。内容は以下のリンクから確認してください。



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準



児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

Point!

〈 指定申請をクリアすれば終わりではない 〉

- ・ 各事業者は、指定を受けた以降も指定基準・最低基準を遵守しなければなりません。
栃木県は、指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者に対して、改善勧告、改善命令、指定取消し等の行政指導・行政処分を行うことができます。
また、指定基準が守られていない場合、報酬の減算などのペナルティが課される場合があります。

3

人員配置基準に係る用語の定義

目次

01 人員配置基準に係る用語の定義

3 人員配置に係る用語の定義

用語	定義
常勤換算方法	<p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（※）で除することにより、当該事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。</p> <p>なお、この算定にあたっては、小数点2位以下を切り捨てるものとする。</p> <div data-bbox="584 587 1261 759" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例：常勤の従業者が勤務すべき時間数が月 160 時間の場合</p> <p>160 時間勤務した者 → 常勤換算 1.0</p> <p>80 時間勤務した者 → 常勤換算 0.5</p> </div> <p>（※）～1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。</p>
勤務延べ時間数	<p>勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間帯として明確に位置づけられている時間又は当該サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。</p> <p>なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p>

用語	定義
常勤	<p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（※）に達していることをいう。</p> <p>当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。</p> <p>例：常勤の従業者が勤務すべき時間数が月 160 時間の場合、管理者とサービス管理責任者を兼務し、計 160 時間勤務している者等</p> <p>（※）～1 週間に勤務すべき時間数が 3 2 時間を下回る場合は 3 2 時間を基本とする。</p>
非常勤	<p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していないことをいう。</p> <p>例：常勤の従業者が勤務すべき時間数が月 160 時間の場合、80 時間のみ勤務している者等</p>
「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」 「専従」	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（※）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>（※）～療養介護及び生活介護については、サービスの提供単位ごとの提供時間</p>

用語	定義
前年度の平均値	<p>① 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法における「前年度の平均値」は、当該年度前年度（※）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。</p> <p>この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>（※）～毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度のこと。</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において1年未満の実績しか無い場合（前年度の実績が全く無い場合を含む。）の利用者の数等は、次により算出して得た数とする。</p> <p>ア 新設又は増床の時点から6月未満の間 →利用定員の90%</p> <p>イ 新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間 →直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数</p> <p>ウ 新設又は増床の時点から1年以上経過している場合 →直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数。</p> <p>これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数等の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定する。</p>

4

指定基準の概要 (人員基準及び設備基準)

目次

- 01 指定基準の概要(人員基準及び設備基準)

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

障害者向けサービス	障害児向けサービス
<p>○指定障害福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 短期入所 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A、B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助 ・ 共同生活援助 <p>○指定障害者支援施設等</p> <p>○指定地域相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 	<p>○指定通所支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 児童発達支援センター ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 <p>○指定障害児入所施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で2.5以上 ・資格要件：介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者等
	サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に応じて1人以上 ・管理者の兼務及び常勤換算も可 ・資格要件：介護福祉士、実務者研修終了者等
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務と兼務可
設備基準	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。

○療養介護

人員基準	医師	・健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
	看護職員	・療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上
	生活支援員	・療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上 ・1人以上は常勤
	サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	管理者	・原則として管理業務に従事するもの ・管理業務に支障がない場合は他の職務と兼務可
設備基準	医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備	

○生活介護

人員基準	従業者	医師	・日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うため必要な数 ※医師が健康管理や相談、基本的診療等のために、事業所に原則毎月1回以上の勤務を行っていることを要する。
		看護職員	・生活介護の単位ごとに、1人以上
		理学療法士又は作業療法士	・利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
		生活支援員	・生活介護の単位ごとに、1人以上（1人以上は常勤）
		※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①～③に掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①～③に掲げる数 ① 平均障害支援区分が4未満 : 利用者数を6で除した数以上 ② 平均障害支援区分が4以上5未満 : 利用者数を5で除した数以上 ③ 平均障害支援区分が5以上 : 利用者数を3で除した数以上	
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下 : 1人以上 ・利用者数が61人以上 : 1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤	
管理者	・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

設備基準	訓練・作業室	・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	・間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	・利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	

○短期入所

人員基準	従業者	併設事業所	指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該事業所として必要とされる数以上
		併設事業所	指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については、1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者数の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
		空床利用型事業所	指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

		<p>指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合</p>	<p>①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数</p> <p>①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については、1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
	<p>単 独 刑 事 業 所</p>	<p>指定生活介護事業所等</p>	<p>①指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
		<p>指定生活介護事業所等以外</p>	<p>上記②と同じ</p>
<p>管理者</p>	<p>・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）</p>		

設備基準	併設事業所	居室	・併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること	
		設備	・併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く）を指定短期入所事業の用に供することができる	
	空床利用型事業所	居室	・併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること	
		設備	・指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有すること	
	単独型事業所	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 の居室の定員：4 人以下 ・ 地階に設けてはならない ・ 利用者 1 人あたりの床面積：収納設備等を除き 8 m²以上 ・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること 	
		設備	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供に支障がない広さを有すること ・ 必要な備品を備えること
			浴室	・ 利用者の特性に応じたものであること
			洗面所、便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室のある階ごとに設けること ・ 利用者の特性に応じたものであること

○重度障害者等包括支援

人員基準	従業者	・ 指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること
	サービス提供責任者	・ 次のいずれの要件にも該当する者を1人以上（1人以上は常勤） ○相談支援専門員 ○重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者
	管理者	・ 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	事務室	・ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	・ 利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	・ 必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。

○自立訓練（機能訓練）

人員基準	看護職員	・ 1人以上（1人以上は常勤）	
	理学療法士又は作業療法士	・ 1人以上	
	生活支援員	・ 1人以上（1人以上は常勤）	
	※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上		
	サービス管理責任者	・ 利用者数が60人以下：1人以上 ・ 利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上	
	※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと		
管理者	・ 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		
設備基準	訓練・作業室	・ 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	相談室	・ 間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	・ 利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備		

○自立訓練（生活訓練）

人員基準	従業者	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者を10で除した数の合計数以上（1人以上は常勤） ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者
		地域移行支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと		
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 	
設備基準	訓練・作業室	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること 	
	相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り等を設けること 	
	洗面所・便所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること 	
	※指定宿泊型自立訓練を行う事業所にあたっては、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること（指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は訓練・作業室を設けないことができる） <ul style="list-style-type: none"> ・居室：居室の定員1人、居室面積が収納設備等を除き、7.43㎡ ・浴室：利用者の特性に応じたものであること 		

○就労移行支援

人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算で、利用者を6で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※1人以上
		就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、利用者数を15で除した数以上
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 	
設備基準	訓練・作業室		<ul style="list-style-type: none"> ・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室		<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り等を設けること
	洗面所・便所		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備		

○就労継続支援A、B型

人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算で、利用者を10で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※1人以上
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 	
設備基準	訓練・作業室	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること 	
	相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り等を設けること 	
	洗面所・便所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること 	
	多目的室その他運営に必要な設備		

○就労定着支援

人員基準	従業者	就労定着支援員	・常勤換算で、利用者を 40 で除した数以上
		サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤 ※一体的に運営している指定就労定着支援事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数に応じて配置する。
	管理者	・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	・事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること		

○自立生活援助

人員基準	従業者	地域生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上 ※利用者 25 人に対し 1 人を標準とし、利用者数が 25 又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数が 30 人以下： 1 人以上 ・ 利用者数が 31 人以上： 1 人に、利用者数が 30 人を超えて 30 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること 		

○共同生活援助

		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型	
人員基準	従業者	世話人	・常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	・常勤換算で、利用者数を5で除した数以上	・常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所については、当分の間、10で除した数以上
		生活支援員	・常勤換算で、次の①～④に掲げる数の合計数以上 ①障害者支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ②障害者支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③障害者支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④障害者支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数		
		サービス管理責任者		・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上	
		備考		※共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者を置くこと ※世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない	
	管理者		・常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

設備基準	住居	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ・指定事業所は、1以上の共同生活住居を有すること
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居は1以上のユニットを有すること ・ユニットの居室面積：収納設備等を除き、7.43㎡以上
	定員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所の定員：4人以上 ・共同生活住居の入居定員：2人以上10人以下（平成18年10月1日以降新規に設置する場合） 2人以上20人以下（既存の建物を利用する場合） 21人以上30人以下（県知事が特に必要と認めた場合） ・ユニットの定員：2人以上10人以下 ・ユニットの居室の定員：1人（夫婦で利用する場合等、特に必要と認められる場合は2人）
備考	<p>○サテライト型住居について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所（※本体住居から概ね20分以内で移動可能な距離）で運営される住居 ・一の本体住居に2カ所の設置を限度とする（入居定員が4人以下の場合は、1カ所の設置が限度） ・サテライト型住居を設置できるのは、介護サービス包括型及び外部サービス利用型に限る ・サテライト型住居の基準 <ul style="list-style-type: none"> ①入居定員を1人とする ②日常生活を営む上で必要な設備を設けること ③居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上とすること 	

○指定障害者支援施設等

【生活介護を行う場合】

人員基準	医師	・利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うため必要な数 ※医師が健康管理や相談、基本的診療等のために、事業所に原則毎月1回以上の勤務を行っていることを要する。
	看護職員	・生活介護の単位ごとに、1人以上
	理学療法士又は作業療法士	・利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員	・生活介護の単位ごとに、1人以上（1人以上は常勤）
	<p>※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①～③に掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①～③に掲げる数及び④に掲げる数を合計した数以上</p> <p>① 平均障害支援区分が4未満 : 利用者数を6で除した数以上</p> <p>② 平均障害支援区分が4以上5未満 : 利用者数を5で除した数以上</p> <p>③ 平均障害支援区分が5以上 : 利用者数を3で除した数以上</p> <p>④ 厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数</p>	
	サービス管理責任者	<p>・利用者数が60人以下 : 1人以上</p> <p>・利用者数が61人以上 : 1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>※1人以上は常勤</p>

【自立訓練（機能訓練を行う場合）】

人員基準	看護職員	・ 1人以上（1人以上は常勤）
	理学療法士又は作業療法士	・ 1人以上
	生活支援員	・ 1人以上（1人以上は常勤）
	※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	
	サービス管理責任者	・ 利用者数が60人以下：1人以上 ・ 利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

【自立訓練（生活訓練を行う場合）】

人員基準	生活支援員	・ 常勤換算で、利用者数を6で除した数以上（1人以上は常勤）
	サービス管理責任者	・ 利用者数が60人以下：1人以上 ・ 利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	<p>※健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置く場合、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算数を6で除した数以上、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1人以上置くこと</p> <p>※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人置くこと</p>	

【就労移行支援を行う場合】

人員基準	職業指導員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	生活支援員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

【認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合】

人員基準	職業指導員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	生活支援員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上	
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

【就労継続支援B型を行う場合】

人員基準	職業指導員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	生活支援員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上	
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

【施設入所支援を行う場合】

人員基準	生活支援員	・施設入所支援の単位ごとに、 ○利用者数が60人以下：1人以上 ○利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型のための提供にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする
	サービス管理責任者	・当該施設において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること

【複数の昼間実施サービスを行う場合】

人員基準	サービスごとに常勤の配置が義務づけられている従業者	・昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合、1人以上は常勤
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

設備基準	訓練・作業室	・専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの要に供するもので、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
	居室	・居室の定員は4人以下 ・地階を設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること ・寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ・一以上の出入口は、避難場有効な空地、廊下等に直接面して設けること
	食堂	・食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること
	浴室	・利用者の特性に応じたものとする
	洗面所、便所	・居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること
	相談室	・間仕切り等を設けること
	廊下幅	・1.5メートル以上（中廊下の幅は、1.8メートル以上）
	<p>※認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備基準は、上記のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有すること</p>	

○地域移行支援

人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の指定地域移行支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務兼務可）を置くこと ・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

○地域定着支援

人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の指定地域定着支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務兼務可）を置くこと ・指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

○児童発達支援（児童発達支援センターを除く）

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上は常勤 ・ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> 1) 障害児の数が10人まで 2人以上 2) 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※現在の利用者数が11～15人→3人以上、16～20人→4人以上と必要人員数が増える ・ 機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができるが、半数以上が児童指導員又は保育士であることを要する。
		※定員超過した場合も、減算の対象か否かに関わらず、上記の人員が必要となる	
		児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
		機能訓練担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練を行う場合に置く
		看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアを行う場合に置く ※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合は、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させることで医療的ケアを行う等の方法が取られていれば、看護職員を置かないことができる
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として専ら当事業所の管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 		

		<p>※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準については、別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上の配置を要する</p> <p>①嘱託医、②看護職員、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯は、置かないことができる）、⑤児童発達支援管理責任者</p>
設備基準	指導訓練室	・訓練に必要な機械器具等を備えること
	その他サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること	

○児童発達支援センター

人員基準	従業者	嘱託医	・ 1人以上
		児童指導員又は保育士	・ 総数が概ね障害児の数を4で除した数以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができるが、半数以上が児童指導員又は保育士であることを要する。 ・ 児童指導員 1人以上 ・ 保育士 1人以上
		栄養士	・ 1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
		調理員	・ 1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
		児童発達支援管理責任者	・ 1人以上
		機能訓練担当職員	・ 機能訓練を行う場合に置く
		看護職員	・ 医療的ケアを行う場合に置く ※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合は、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させることで医療的ケアを行う等の方法が取られていれば、看護職員を置かないことができる
		管理者	・ 原則として専ら当事業所の管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<p>※主として難聴児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、「言語聴覚士」を指定児童発達支援の単位ごとに4人以上配置すること</p> <p>※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、従業者とは別に「看護職員」「機能訓練担当職員」を各々1人以上配置すること</p>		
設備基準	指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員はおおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く
	遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く ・主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる
	屋外遊技場、医務室、相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる
	調理室、便所	
	静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・主として知的障害のある児童を通わせる場合
	聴力検査室	<ul style="list-style-type: none"> ・主として難聴児を通わせる場合
	その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を備えること	

○医療型児童発達支援

人員基準	従業者	診療所に必要とされる従業者	・医療法に規定する必要数
		児童指導員	・1人以上
		保育士	・1人以上
		看護職員	・1人以上
		理学療法士又は作業療法士	・1人以上
		機能訓練担当職員 (言語訓練等を行う場合)	・必要となる数
	管理者	・原則として専ら当事業所の管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に規定する診療所に必要とされる設備 ・指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室 ・浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ・階段の傾斜は緩やかにする 		

○放課後等デイサービス

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上は常勤 ・ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> 1) 障害児の数が 10 人まで 2人以上 2) 10 人を超えるもの 2人に、障害児の数が 10 を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 ※現在の利用者数が 11～15 人→3人以上、16～20 人→4人以上と必要人員数が増える ・ 機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができるが、半数以上が児童指導員又は保育士であることを要する。
		※定員超過した場合も、減算の対象か否かに関わらず、上記の人員が必要となる	
		児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
		機能訓練担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練を行う場合に置く
		看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアを行う場合に置く ※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合は、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させることで医療的ケアを行う等の方法が取られていれば、看護職員を置かないことができる
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として専ら当事業所の管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 	

	<p>※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準については、別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上の配置を要する</p> <p>①嘱託医、②看護職員、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯は、置かないことができる）、⑤児童発達支援管理責任者</p>	
設備基準	指導訓練室	・ 訓練に必要な機械器具等を備えること
	その他サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること	

○居宅訪問型児童発達支援

人員基準	従業者	訪問支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問支援を行うために必要な数 ・ 障害児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等
		児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者であること）
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務と兼務可） 	
設備基準	専用の区画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の事務室が望ましい（他の事業と同一の事務室も可） ・ 利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する 	
	その他、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること		

○保育所等訪問支援

人員基準	従業者	訪問支援員	・訪問支援を行うために必要な数
		児童発達支援管理責任者	・1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者であること）
	管理者	・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務と兼務可）	
設備基準	専用の区画	・専用の事務室が望ましい（他の事業と同一の事務室も可） ・利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する	
	その他、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること		

○福祉型障害児入所施設

人員基準	嘱託医	・ 1人以上	
	看護職員	・ おおむね障害児の数を 20 で除して得た数以上	・ 主として自閉症児を入所させる施設の場合
		・ 1人以上	・ 主として肢体不自由児を入所させる施設の場合
	児童指導員又は保育士	・ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数 ①主として知的障害児を入所させる施設：おおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上 ②主として盲児又はろうあ児を入所させる施設：おおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上 ③主として肢体不自由児を入所させる施設：おおむね障害児の数を 3.5 で除して得た数以上 ・ 児童指導員 1人以上 ・ 保育士 1人以上	・ ①において、30 人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に 1 を加えた数以上 ・ ②において、35 人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に 1 を加えた数以上
	栄養士	・ 1人以上	・ 障害児の数が 40 人以下の場合は置かないことができる
	調理員	・ 1人以上	・ 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
	児童発達支援管理責任者	・ 1人以上	
	医師	・ 主として自閉症児を入所させる施設に置く	
	心理指導担当職員	・ 障害児 5 人以上に心理指導を行う場合に置く	
	職業指導員	・ 職業指導を行う場合に置く	

設備基準	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1室の定員 4人以下（乳児又は幼児のみの場合は6人以下） ・ 障害児1人当たりの床面積 4.95㎡以上（乳幼児のみの場合は3.3㎡以上） ・ 年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする
	調理室、浴室、便所	
	医務室	・ 30人未満の障害児を入所させる施設であって、主として知的障害児又は盲ろうあ児を入所させる場合は、設けないことができる
	静養室	・ 30人未満の障害児を入所させる施設であって、主として盲ろうあ児を入所させる場合は、設けないことができる
	主として入所させる児童の区分に応じて、以下の設備	
	知的障害	・ 職業指導に必要な設備
	盲児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備 ・ 階段の傾斜は緩やかに
	ろうあ児	・ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
	肢体不自由児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ・ 階段の傾斜は緩やかに

○指定医療型障害児入所施設

人員基準	病院として必要とされる従業者	・医療法に規定する必要数
	児童指導員又は保育士	・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数 ①主として自閉症児を入所させる施設：おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 ②主として肢体不自由児を入所させる施設：おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 ・児童指導員、保育士 それぞれ1人以上
	心理指導を担当する職員	・1人以上 ・主として重症心身障害児を入所させる施設に限る
	理学療法士又は作業療法士	・1人以上 ・主として肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる施設に限る
	児童発達支援管理責任者	・1人以上
	職業指導員	・職業指導を行う場合に置く ・主として肢体不自由児を入所させる施設に限る
設備基準	病院として必要とされる設備	・医療法に規定する必要とされる設備
	訓練室及び浴室	
	主として入所させる児童の区分に応じて、以下の設備	
	自閉症児	・静養室
肢体不自由児	・屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を制作する設備（又は他の適当な設備）並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ・階段の傾斜は緩やかに	

5

指定申請書の作成方法等

目次

- 01 指定申請に必要な書類
- 02 申請様式の記載方法
- 03 添付書類の作成方法

01 指定申請に必要な書類

- 事業所の指定申請をするためには以下の書類が必要です。
実施するサービスによって必要書類が異なりますので**一覧表**を御確認ください。



指定申請書様式

- ・ 申請書本体
- ・ サービスごとの付表



基本報酬や加算に関する様式

- ・ 報酬算定に係る届出
- ・ 勤務形態一覧表等



指定基準を満たしていることを確認する書類

- ・ 事業所の設備や人員に関する書類
- ・ その他指定基準上確認が必要な書類

指定障害福祉サービス事業等の指定等に係る提出書類一覧兼チェックリスト

提出書類	県様式 ※HPから入手できます	事業所 チェック欄	新規指定申請の場合														変更指定申請の場合		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
			居宅介護/ 重度訪問介護/ 同行援護/ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等 包括支援	自立訓練 (機能訓練/ 生活訓練)	就労選択支援	就労移行支援	就労継続支援 A型/B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助 (グループホーム)	障害者支援施設	一般相談支援 (地域移行支援/ 地域定着支援)	生活介護の 定員増	就労継続支援 A型/B型の定 員増	
提出書類一覧兼チェックリスト	本票		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
様式1 指定申請書	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
付表 1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所事業所指定に係る記載事項	あり		○																
付表 2 療養介護事業所指定に係る記載事項	あり			○															
付表 3 生活介護事業所指定に係る記載事項	あり				○												○		
付表 4 短期入所事業所指定に係る記載事項	あり					○													
付表 5 重度障害者等包括支援事業所指定に係る記載事項	あり						○												
付表 6 自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業所指定に係る記載事項	あり							○											
付表 7 就労選択支援事業所指定に係る記載事項	あり								○										
付表 8 就労移行支援事業指定に係る記載事項	あり									○									
付表 9 就労継続支援事業指定に係る記載事項	あり										○							○	
付表 10 就労定着支援事業指定に係る記載事項	あり											○							
付表 11 自立生活援助事業指定に係る記載事項	あり												○						
付表 12 共同生活援助事業指定に係る記載事項	あり													○					
付表 13 障害者支援施設指定に係る記載事項	あり														○				
付表 14 指定一般相談支援事業所指定に係る記載事項	あり															○			
様式8号 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
(別紙1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(別紙2)～(別紙49)	あり		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
登記事項証明書又は条例等	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
定款、寄附行為等 ※就労継続支援A型事業所のみ	-											○ (A型のみ)							
運営規程	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業計画書	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
参考様式 1 平面図 (各室の用途を明らかにしたもの)	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式 2 設備・備品一覧 (写真・設備の概要)	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式 3 経歴書 (管理者及びサービス提供責任者・サービス管理責任者)	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式 4 実務経験証明書	あり		○	○	○			○		○		○		○		○		○	
参考様式 5 実務経験見込証明書	あり		△	△	△			△		△		△		△		△		△	
参考様式 6 利用者からの苦情解決措置概要	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
参考様式 7 主たる対象者特定理由書 ※特定する場合は提出	あり		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
参考様式 8 第36条第3号各項非該当誓約書	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
参考様式 9 一般就労移行実績	あり							○				○	○						
参考様式 10 協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要	あり														△				
サービス管理責任者研修修了証(写)	-			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
資格証明書、研修修了証(写)	-		○	○	○			○	△	○	△	△	○	○	△	△	○		
協力医療(歯科)機関との契約内容	-				○	○		○	○	○	○			○	○				
医療法に規定する医療機関として許可を受けたことがわかる証明書等	-			○															
社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ ○=必ず提出する書類 △=該当する場合に提出する書類

障害福祉サービス(共生型)

指定障害福祉サービス事業等の指定等に係る提出書類一覧兼チェックリスト(共生型)

指定を受けようとする障害福祉サービス		対応する介護保険サービス
ケース 1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所	・訪問介護
ケース 2	生活介護事業所	・通所介護 ・地域密着型通所介護
ケース 3	短期入所事業所	・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護
ケース 4	自立訓練(機能訓練/生活訓練)事業所	・通所介護 ・地域密着型通所介護

提出書類		事業所 チェック欄	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
			居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護	生活介護	短期入所	自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)
提出書類一覧兼チェックリスト			○	○	○	○
指定	様式1 指定申請書		○	○	○	○
	付表 1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所事業所指定に係る記載事項		○	-	-	-
	付表 3 生活介護事業所指定に係る記載事項		-	○	-	-
	付表 4 短期入所事業所指定に係る記載事項		-	-	○	-
	付表 6 自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業所指定に係る記載事項		-	-	-	○
加算	様式8号 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書		○	○	○	○
	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表		○	○	○	○
	(別紙1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表		○	○	○	○
	(別紙2) ~ (別紙49)		△	△	△	△
その他添付書類	運営規程		○	○	○	○
	事業計画書		○	○	○	○
	参考様式 1 平面図(各室の用途を明らかにしたもの)		-	-	-	-
	参考様式 2 設備・備品一覧(写真・設備の概要)		-	-	-	-
	参考様式 3 経歴書(管理者及びサービス提供責任者・サービス管理責任者)		-	△	-	△
	参考様式 4 実務経験証明書		-	△	-	△
	参考様式 5 実務経験見込証明書		-	△	-	△
	参考様式 6 利用者からの苦情解決措置概要		-	-	-	-
	参考様式 7 主たる対象者特定理由書		△	△	△	△
	参考様式 8 第36条第3号各項非該当誓約書		○	○	○	○
	参考様式 9 一般就労移行実績		-	-	-	-
	参考様式 10 協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要		-	-	-	-
	サービス管理責任者研修修了証(写)		-	△	-	△
	資格証明書(写)		-	△	-	△
	協力医療(歯科)機関との契約内容		-	○	-	○
共生型サービスに係る既に指定等を受けているサービスの指定指令書等の写し		○	○	○	○	

※○=必ず提出する書類 △=該当する場合に提出する書類

指定障害児通所支援事業等の指定等に係る提出書類一覧兼チェックリスト

提出書類	県様式 ※HPから 入手できま す	事業所 チェック欄	新規指定申請の場合								変更指定申請の場合		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
			児童発達支援 センター	児童発達支援 (センターであるものを除く)	医療型 児童発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等訪問支援	福祉型 障害児入所支援	医療型 障害児入所支援	児童発達支援 センター の定員増	児童発達支援 (センターであるものを除く) の定員増	放課後等 デイサービス の定員増
提出書類一覧兼チェックリスト	本票		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第1号 指定(変更指定)申請書	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
付表 16 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の指定等に係る記載事項	あり		○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○
付表 17 居宅訪問型児童発達支援事業所の指定に係る記載事項	あり		-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
付表 18 保育所等訪問支援事業所の指定に係る記載事項	あり		-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
付表 19 障害児入所支援(福祉型障害児入所施設)の指定に係る記載事項	あり		-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
付表 20 障害児入所支援(医療型障害児入所施設)の指定に係る記載事項	あり		-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
登記簿謄本又は条例等	-		○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
運営規程	-		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業計画書	-		○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
参考様式 1 平面図(各室の用途を明らかにしたもの)	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式 2 設備・備品等一覧表(写真・設備の概要)	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式 3 経歴書(管理者及び児童発達支援管理責任者)	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
参考様式 4 苦情解決措置の概要	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
参考様式 5 勤務体制・形態一覧表	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式 6 誓約書	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式 7 実務経験証明書	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
児童発達支援管理責任者研修修了証(写)	-		○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
資格証明書(写)	-		○	△	○	△	○	○	○	○	-	-	-
医療法第7条の許可を受けたことを証する書類	-		-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-
協力医療機関との契約内容がわかるもの	-		○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-
協力歯科医療機関との契約内容がわかるもの	-		-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
障害児通所(入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
障害児通所(入所)給付費の算定に係る体制等状況一覧表	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
(別紙1) 勤務形態一覧表	あり		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(別紙2)～(別紙23) ※加算・減算を算定する場合	あり		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
支援プログラムの公表状況に関する届出書、事業所において作成・公表した支援プログラム	あり		○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-

※○=必ず提出する書類 △=該当する場合に提出する書類

02 申請様式の記載方法

● 申請書の記載方法

作成にあたっては、本欄記載事項及び記入例を参照してください。

- ・「受付番号」、「事業所(施設)所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。
- ・「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- ・「法人所轄庁」欄は、申請者が認可等を受けた法人である場合は、その主務行政庁の名称を記入してください。

● 付表の記載方法

作成にあたっては、本欄記載事項及び記入例を参照してください。

- ・ 事業所・施設の名称は、正式名称を記載してください。
- ・ 事業所の所在地は、ビル等の名称まで正確に記入してください。

03 添付書類の作成方法

- 作成にあたっては、本欄記載事項やホームページに掲載の記入例を参照してください。

定款、寄付行為等及び 登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none">・ 申請者が市町である場合は条例等を添付してください。・ 申請者が市町以外(法人等)の場合は登記事項証明書を添付してください。・ 就労継続支援A型事業所の指定を申請する場合は、定款又は寄付行為の写しを添付してください。 <p>※ 各書類について、複数の事業所の指定申請を行う場合であっても、1部ずつご提出いただければ問題ありません。</p>
運営規程	<ul style="list-style-type: none">・ 国の基準において、必ず記載が必要な事項が定められています。国の基準を確認の上、作成してください。
事業計画書	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の募集・確保に関する見通しや、実施する生産活動の内容、販売計画など、申請するサービスに応じて具体的かつ詳細な計画を作成してください。特に就労継続支援A型の指定申請を行う際は、自立支援給付費や特定求職者雇用開発助成金を充てなくとも利用者に対し最低賃金の支払いが可能となる実効性のある計画を策定してください。

03 添付書類の作成方法

平面図 (各室の用途を明らかにしたもの)	<ul style="list-style-type: none">・ 各室の名称が基準上の名称(訓練・作業室、居室等)と合致するように記載してください。・ 自己作成する場合、各室の面積も明示し、A4又はA3の用紙に印刷したものを提出してください。
設備・備品一覧 (写真・設備の概要)	<ul style="list-style-type: none">・ 記入例を参考に作成してください。・ 消耗品については記載不要です。・ 写真は備品等の配置が完了した状態で撮影したものを提出してください。
経歴書	<ul style="list-style-type: none">・ 記入例を参考に作成してください。
実務経験証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 記入例を参考に作成してください。
実務経験見込証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 実務経験証明書の記入例を参考に作成してください。
利用者からの苦情解決措置概要	<ul style="list-style-type: none">・ 記入例を参考に作成してください。
主たる対象者特定の理由書	<ul style="list-style-type: none">・ 記入例を参考に作成してください。・ 主たる対象者を特定しない場合は、提出不要です。

03 添付書類の作成方法

第36条第3号各項非該当誓約書 / 指定一般相談支援事業者の指定に係る誓約書	<ul style="list-style-type: none">・ 記入例を参考に作成してください。・ 当該法人の役員等も、誓約書に記載された項目に該当しないかの確認が必要となります。
一般就労移行実績	<ul style="list-style-type: none">・ 就労選択支援、就労定着支援又は自立生活援助の指定を受けようとする場合に提出してください。・ 申請日の属する日から遡って過去3年間において、一般就労に移行した者の氏名、就職日、就職先の名称を記載してください。
協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 日中サービス支援型共同生活援助の指定を受けようとするする場合のみ提出してください。・ 市町が設置する協議会等に定期的(年1回以上)に事業の実施状況を報告し、協議会からの評価を受けるとともに、協議会からの要望、助言等を聞く機会を設けなければならないため、その概要を記載してください。
サービス管理責任者研修修了証(写) / 児童発達管理責任者研修修了証(写)	<ul style="list-style-type: none">・ 実践研修または更新研修の修了証(写)をご提出ください。・ 県外で研修を受講した場合は、「相談支援従事者初任者研修(講義)」の修了証(写)の提出も必要となります。

03 添付書類の作成方法

資格証明書(写)	<ul style="list-style-type: none">・従業者の資格を確認する資料として必要となりますので、国家資格証や各種修了証等の写しを添付してください。・資格証の氏名が旧姓のままの場合は、その旨と現在の氏名を記入し、申請法人代表者の職印を押印してください。
協力医療(歯科)機関との契約内容	<ul style="list-style-type: none">・利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合に連絡を行う協力医療機関とあらかじめ取り交わした契約書の写しを添付してください。
共生型サービスに係る既に指定等を受けているサービスの指定指令書等の写し	<ul style="list-style-type: none">・共生型サービスの指定を受けようとする場合に提出してください。

6

申請書の提出先について

目次

01 申請書の提出先について

01 申請書の提出先について

- 栃木県指定事業所に係る申請書は以下の担当宛てお送りください。

栃木県保健福祉部障害福祉課 福祉サービス事業担当
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
TEL 028-623-3029 / 3059

電子申請も
可能です

- 事業所所在地による各指定権者は次のとおりです。 ※市が管轄する地域の申請等の手続きについては、各市役所にお問合せください。

サービス種別	事業所・施設の所在地	指定権者(指定申請の提出先)
障害福祉サービス	宇都宮市	宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課 法人・施設グループ
	栃木市	栃木市保健福祉部福祉総務課 検査指導係
	それ以外の市町	栃木県保健福祉部障害福祉課 福祉サービス事業担当
障害児通所支援	宇都宮市	宇都宮市子ども部子ども政策課 法人・児童福祉施設グループ
	それ以外の市町	栃木県保健福祉部障害福祉課 福祉サービス事業担当

7

申請に係る留意事項

目次

- 01 指定要件(指定基準)の確認について
- 02 関係法令の適合状況の確認について
- 03 法人の登記事項証明書に係る事業目的の記載について
- 04 事業所の開設準備について
- 05 欠格事由について

01 指定要件（指定基準）の確認について

- 障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者等として指定を受けるためには、**指定基準**（栃木県条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準）を満たさなければなりません。
- 指定基準等は「[参考 指定基準一覧](#)」から栃木県ホームページや厚生労働省ホームページ等で御確認ください。

02 関係法令の適合状況の確認について

- 事業所の設置や運営にあたっては、建築基準法、消防法などの**関係法令を遵守**する必要があります。
- 令和7年8月以降、手続負担の軽減の観点から、関係法令の適合状況に関する書類の提出を求めませんが、**許可や届出等の必要性の有無については各法を所管する行政機関に相談・確認を行い、必要な手続きを必ず行ってください。**

Point!

〈 障害福祉分野における手続負担の軽減 〉

障害福祉分野においては、令和6年度より、事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上を図る観点から、標準様式等の活用、手続の簡素化等の運用が開始しました。

[参考:障害福祉分野における手続負担の軽減\(指定申請等の様式の標準化等\) 厚生労働省HP](#)

02 関係法令の適合状況の確認について

〈許可や届出等の必要性が想定されるもの〉

建築基準法関係

- 既存建物で事業を開始する場合 ⇒ 用途変更

※用途変更の必要性の有無については、建築基準法を所管する行政機関(市役所の建築課等)へ御相談ください。

消防法関係

- 防火対象物使用開始届
- 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出 (スプリンクラー設備等を設置する場合)

その他関係法令に基づく許可・届出

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ・ 生産活動で 食品を扱う場合 | → 食品衛生法 |
| ・ 生産活動で クリーニング業を行う場合 | → クリーニング業法 |
| ・ 生産活動で リサイクル業を行う場合 | → 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、古物営業法 |
| ・ 通院等乗降介助を行う場合 | → 道路運送法の事業許可 |
| ・ 従業者の労務管理、労働保険・社会保険について | → 労働基準法 など |

03 法人の登記事項証明書に係る事業目的の記載について

- 申請書の添付書類である「法人の登記事項証明書」の「目的等」の項目には、申請を行う事業が記載されていることが必要です。登記事項証明書に申請を行う事業の記載がない場合、原則として申請書の受理はできません。

Point!

就労継続支援A型の申請については、次の点についても御留意ください。

- ・ 添付書類として、登記事項証明書に加え、定款の提出が必要
- ・ 就労継続支援A型事業者は、「専ら社会福祉事業を行う者でなければならない」ため、登記事項証明書及び定款の事業目的の中に当該A型事業で行う事業目的以外で社会福祉事業※に該当しない事業目的が記載されている場合、原則として申請書の受理はできません。

※社会福祉法第2条に掲げる「第1種社会福祉事業」及び「第2種社会福祉事業」に該当するものをいう。

〈目的等へ記載する事業の記載例〉

- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」
- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」
- ・ 「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」

04 事業所の開設準備について

- 次の場合等は原則として指定申請書の受理はできませんので、御留意ください。

〈指定申請書の受理ができないケース〉

- 人員基準に定める従業者の確保ができていない場合。
 - 事業所の開所にあたって建物の新築や改築を行う場合で、事業所が工事中であるとき。
-
- また、指定時には人員・設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。

従業者の雇用関係の書類(雇用契約書等)、勤務管理を行う書類(タイムカード、出勤簿、シフト表等)や個別支援計画の様式、サービス提供記録の様式等の書類を備えておく必要があります。

05 欠格事由について

- 申請者・開設者(又は法人役員等)が障害者総合支援法・児童福祉法に規定する**欠格事由**に該当する場合、指定を受けることができません。
指定申請時には申請者が欠格事由のいずれにも該当しない者であることを書面で誓約していただきます。

〈欠格事由の確認〉

● 障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第36条第3項
● 障害児通所支援	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第21条の5の15第3項

05 欠格事由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項

	欠格事由
1	申請者が都道府県の条例で定める者(栃木県の場合は法人)でないとき。
2	当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
3	申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
4	申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5の2	申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

05 欠格事由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項

	欠格事由
6	<p>申請者が、第五十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。</p>

05 欠格事由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項

	欠格事由
7	<p>申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。</p>

05 欠格事由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項

	欠格事由
8	申請者が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
9	申請者が、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

05 欠格事由について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項

	欠格事由
10	第八号に規定する期間内に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
11	申請者が、 指定の申請前五年以内 に障害福祉サービスに関し 不正又は著しく不当な行為をした者 であるとき。
12	申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
13	申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から第十一号までのいずれかに該当する者であるとき。

05 欠格事由について

児童福祉法 第21条の5の15第3項

	欠格事由
1	申請者が都道府県の条例で定める者(栃木県の場合は法人)でないとき。
2	当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める 基準を満たしていない とき。
3	申請者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて 適正な障害児通所支援事業の運営をすることができない と認められるとき。
4	申請者が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5の2	申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

05 欠格事由について

児童福祉法 第21条の5の15第3項

	欠格事由
6	<p>申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十二号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。</p>

05 欠格事由について

児童福祉法 第21条の5の15第3項

	欠格事由
7	<p>申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。</p>

05 欠格事由について

児童福祉法 第21条の5の15第3項

	欠格事由
8	削除
9	申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
10	申請者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

05 欠格事由について

児童福祉法 第21条の5の15第3項

	欠格事由
11	第九号に規定する期間内に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
12	申請者が、 指定の申請前五年以内 に障害児通所支援に関し 不正又は著しく不当な行為をした者 であるとき。
13	申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
14	申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

8

介護給付費等（障害児通所・入所給付費） 算定に係る体制等に関する届出

目次

- 01 介護給付費等(障害児通所・入所給付費)算定に係る体制等に関する届出

01 介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出

- サービス提供に係る報酬を受け取るためには、介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費等(以下「給付費」という。)の算定に係る体制について届け出る必要があります。栃木県のホームページに届出に必要な書類の様式を掲載していますので、必要事項を記載し、県に提出してください。

※基本報酬のほかに各種加算を算定する場合、**都道府県知事へ届出ることが算定の要件となっている加算**については、あらかじめ県に届出なければ算定できませんのでご注意ください。

- また、届出事項については、利用料に係る情報として各事業所等において掲示するなどして利用者・保護者等に対して周知してください。

〈 障害福祉サービス等報酬とは 〉

Point!

- ・ 事業者がサービスを提供した場合に、その対価として支払われるサービス費用です。
報酬額のうち、障害者等の負担能力に応じた額(※)を利用者が負担し、残りの額が給付費として支給されます。

(※)負担能力に応じた額よりも報酬額の1割相当が低い場合には、1割相当の額を利用者が負担する。

01 介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出

- 障害福祉サービス等報酬は厚生労働大臣が定める基準(報酬告示)により規定されています。
サービス内容や利用者の状況等に応じた「単位」が報酬告示に定められており、事業所のサービス提供体制等に応じて単位数が加算・減算される仕組みとなっています。
- なお、単位は原則的には「1単位＝10 円」で計算されますが、地域ごとの人件費の差を調整するため、「地域区分」ごとに上乘せ割合が設定されています。

※各市町の地域区分は「介護給付費等(障害児通所・入所給付費)算定に係る体制等に関する届出書」に添付いただく「介護給付費等(障害児通所・入所給付費)の算定に係る体制等状況一覧表」に記載しています。

報酬算定のための要件等は報酬告示のほか、留意事項通知、Q&A 等により定められています。

9

障害福祉サービス事業等 (障害児通所支援事業) 開始の届出

目次

- 01 障害福祉サービス事業等(障害児通所支援事業)開始の届出

01 障害福祉サービス事業等（障害児通所支援事業）開始の届出

- 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、障害児通所支援事業等を開始する場合は、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、あらかじめ栃木県に届出を行う必要があります。各事業の指定申請を行う際に、あわせて**開始届を提出**してください。

※提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。

掲載箇所 ▶ 各サービスの新規指定申請ページ

Point!

〈届出内容に変更がある場合は変更届を〉

- ・開始届に記載した内容に変更が生じた場合は変更届を提出してください。様式は開始届と同様です。